

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 2 号

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部浜田市男女共同参画推進委員会の項の次に次のように加える。

浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会	（仮称）浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に関する必要な事項を調査審議すること。	識見者 4 人以内 商工関係団体代表 1 人以内 労働関係団体代表 1 人以内 医療福祉関係団体代表 1 人以内	（仮称）浜田市カスタマーハラスメント防止条例の制定に関する調査審議に要する間	委員の半数以上	出席委員の過半数
-----------------------------	--	---	--	---------	----------

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市男女共同参画推進委員会委員の項の次に次のように加える。

浜田市カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会委員	〃	6,000 円
-------------------------------	---	---------